

# 独立行政法人経済産業研究所競争的研究費等に係る不正防止計画

平成 28 年 2 月 15 日

令和3年11月17日改正

経済産業研究所における競争的研究費等の適正な使用を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正。）を踏まえ、達成すべき目的ごとに計画を明確にするべく、以下のとおり不正防止計画を定める。

## 1. 機関内の責任体系の明確化

不正防止計画策定の目的	不正防止計画
競争的研究費等の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限を明確にする。	独立行政法人経済産業研究所競争的研究費等の運営・管理に関する規程を策定、競争的研究費等の適正な運営・管理のための責任体系図を作成し、組織内の責任体制について明確にする。規程、責任体系図ともにホームページ上で公開。

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正防止計画策定の目的	不正防止計画
ルールに対して構成員（研究員及び事務担当者）の理解を深める。	研究者等に対し、研究費の執行にあたって守るべき基本的会計ルールと必要な手続きについて、メールにて周知徹底する。なお、その内容については、定期的に見直しを行う。  どのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、競争的研究費等に係るすべての構成員に向けてコンプライアンス教育を実施する。 実施に当たっては受講者の受講状況および理解度を把握することとする。
競争的研究費等が税金を財源とする公的研究費であるという意識を高め、不正防止に向けた意識の向上を図る。	研究員および事務担当者へ、不正防止に向けた意識向上のため啓発活動を実施する。

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画策定の目的	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定。	不正防止計画推進を担当する部署を置き、不正要因の洗い出しを行い具体的な対策を策定する。

#### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画策定の目的	不正防止計画
研究者と取引業者との関係緊密化を防ぎ、不正な取引を防止する。	研究者と業者との接点を作らないように、研究員自身が物品等の発注を行わない業務フローを実行。 研究費の執行は原則事務スタッフが行い、研究者本人が発注を行う機会を極力減らす。 やむを得ない場合は事務方により発注前の状況確認を行う。 また物品の納品先は事務方とし、検収は、発注者とは別の事務スタッフが行う。 なお、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、独立行政法人経済産業研究所の契約に係る取引停止等の措置に関する要領（通達第17号）に基づき、必要な措置を講じる。
換金のリスクを低減させる。	換金性の高い物品について、備品登録を行い、備品シールを貼付し、定期的に保管状況を確認して適切に管理する。
出張状況の把握。	事務部門は事前の承認を受けた出張計画に基づく、出張報告の作成を求め、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等の記載の確認の徹底を図る。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

不正防止計画策定の目的	不正防止計画
情報の共有、情報理解の促進	「競争的研究費等に係る事務処理・ルール等についての相談窓口」「競争的研究費等に関する通報窓口」を設置し、ホームページ上で公開する。  また「相談窓口」「通報窓口」を設置していることを所内に周知する。  研究員からの競争的研究費等の使用ルールに関する相談は、相談窓口にてメール、電話、直接来訪のいずれにおいて随時受け付け、速やかに対応する。  また、事務部門では関係する担当部署間で適切な情報共有を行う。

#### 6. モニタリングの在り方

不正防止計画策定の目的	不正防止計画
-------------	--------

<p>不正発生の可能性を最小化する。</p>	<p>内部監査室は、全補助事業について実効性のある監査を定期的に実施する。</p> <p>また監査結果がコンプライアンス推進責任者、統括責任者、最高管理責任者および監事へ報告されるよう体制を整備する。</p> <p>不正使用防止体制の検証を行い不正発生リスクの除去、低減を図る。</p>
------------------------	---